



◎道路法令の改正

▽道路行政に關係ある法律  
命令、訓令、通牒等苟くも  
道路行政に當る人々の知  
らざるべからざることは  
凡て本欄に於て紹介す  
▽道路行政に關し生じたる  
疑問は本欄に於て回答す  
るを以て會員諸氏は隔意  
なく質問あらん事を望む

◎内務省令第十五號

大正十一年八月内務省令第二十號道路元標ニ關スル件中左ノ  
通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年九月廿四日

内務大臣 若槻禮次郎

第四條中「監督官廳ノ認可ヲ得テ」ヲ削ル

〔參照〕

大正十一年八月十八日内務省令第二十號抄錄

第二條 道路元標ハ別記様式ニ依ルヘシ

第三條 道路元標ハ其ノ位置ヲ表示スル爲道路ニ面シ最近距離

ニ於テ路端ニ之ヲ建設スヘシ

第四條 特別ノ事由アル場合ニ限り監督官廳ノ認可ヲ得テ前二

條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

◎内務省令第十六號

道路維持修繕令中左ノ通改正ス

大正十四年九月廿四日

内務大臣 若槻禮次郎

第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項各號ノ場合ニ於テ並木及道路ニ必要ナル樹木ヲ伐採  
シタルトキハ其ノ位置、種類、員數、價格並伐採ノ事由  
ヲ具シ六ヶ月毎ニ之ヲ監督官廳ニ報告スヘシ

第十六條中「監督官廳ノ認可ヲ得テ第八條及」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正十年五月二日 内務省令第十五號 道路維持修繕令抄録

第八條 駒寄、雪除工等ハ特ニ其ノ保守ニ注意シ異狀アルトキ

ハ直ニ應急ノ處理ヲ爲スヘシ

第十三條 第一項及第二項

左ニ掲グル場合ヲ除クノ外並木及道路ニ必要ナル樹木ヲ伐採

スルコトヲ得ス

一 枯損ニ係ルトキ

二 障碍ニ係ルトキ

三 非常災害又ハ危害防止ノ爲緊急ノ必要アルトキ

前項第一號及第二號ノ場合ニ於テハ伐採前監督官廳ノ認可ヲ

受クヘシ前項第三號ノ場合ニ於テハ伐採後直ニ監督官廳ニ之

ヲ報告スヘシ

第十四條 道路ノ維持及修繕ノ爲道路工夫ヲ常置シ其ノ受持區

域ヲ定メ服務セムシヘシ

第十五條 道路修理用材料常置場ヲ設ケ必要ナル材料ヲ保藏ス

ヘシ

第十六條 町村道ニ付テハ監督官廳ノ認可ヲ得テ第八條及前二

條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

法 令

◎内務省令第二十三號

道路取締令中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年十月三十日

内務大臣 若槻禮次郎

附則中「大正十五年十二月三十一日」ヲ「大正十八年

十二月三十一日」ニ改ム

〔參照〕

大正九年十二月十六日 内務省令第四十五號 道路取締令抄録

附則第二項

本令施行ノ際現ニ使用スル荷車ノ輪帶幅ハ大正十五年十二

月三十一日迄本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ制限ニ依

ラサルコトヲ得

